

平成29年度後期高齢者医療保険料が決定します

7月に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」および「後期高齢者医療保険料納入通知書」を送付します。

◆保険料の計算方法

保険料額は、お一人ずつ均等に負担していただく**均等割額**と、所得に応じて負担していただく**所得割額**の合計額です。なお、一人あたりの上限額は57万円です。

◆保険料の軽減

4月1日現在の世帯状況において、世帯主と後期高齢者医療被保険者の総所得金額の合計に応じて、均等割額・所得割額の軽減が判定されます。



◆平成29年度から保険料の軽減率が変わります

■所得割の軽減率が変わる方

被保険者本人の所得金額から33万円を引いた金額が58万円以下の方は所得割額の2割を軽減（以前は5割を軽減）

■均等割の軽減率が変わる方

75歳になる前日に、ご家族の会社の健康保険などで被扶養者だった方は均等割額の7割を軽減（以前は9割を軽減）

◆保険料の支払方法

年金からのお支払い（特別徴収）や口座振替または納付書（普通徴収）でお支払いください。口座振替の場合は、市役所で手続きが必要ですので、お問い合わせください。

◆保険料の納期

■特別徴収

4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月の年金から天引き

■普通徴収

7月から翌年2月までの毎月計8回、口座振替または納付書によりお支払



い（途中で特別徴収となる場合もあります。）

▼保険年金課

☎ 23 3 5 1 4 ☎ FAX 23 0 1 8 0

後期高齢者医療制度の保険証を更新します

現在、皆さんがお持ちの保険証の有効期限は7月31日です。8月1日から使用していただく保険証を、7月中旬から下旬にかけて簡易書留郵便でお送りします。（簡易書留郵便は、受け取る際に押印または署名が必要です。配達時に不在の場合、郵便受に案内が入りますので、郵便局支店へ再配達依頼をしていただくか、直接受け取りに行ってください。）

◆住民登録地と異なる場所へ保険証の郵送を希望する場合

あらかじめ申請する必要があります。印鑑と身分証明書をご持参の上、保険年金課または渥美支所・赤羽根市民センターへお越しください。（代理の方が申請される場合は、代理の方の印鑑と身分証明などがが必要です。）

◆保険証の色が変わります

保険証の色が、青色から**オレンジ色**に変わります。8月1日以降に医療機関へ受診する際は、必ず新しいオレンジ色の保険証を医療機関の窓口に表示してください。

▼保険年金課

☎ 23 3 5 1 4 ☎ FAX 23 0 1 8 0

ジェネリック医薬品差額通知

⑩ 1004955

国民健康保険に加入されている対象者に対し、現在使用されているお薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に軽減できる自己負担額をお知らせしています。

「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を7月・11月・翌年3月に郵送します。

利用を希望する方は、かかりつけの医師や薬剤師にご相談ください。

▼保険年金課 ☎ 23 2 1 4 9



ご存知ですか？ 国民年金保険料免除制度

⑩ 1000835

経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な場合、申請により保険料の納付が免除・猶予になる制度があります。本人および配偶者、世帯主の所得で審査します。

◆申請期間

■免除・猶予期間

毎年7月～翌年6月

■学生納付特例

毎年4月～翌年3月

※申請書の受付日から2年1カ月前までの未納期間にさかのぼって申請できます。

◆必要書類

■失業された方

失業を証明する書類（雇用保険受給資格証明または離職票）

■学生の方

■学生証

▼豊橋年金事務所

☎ (0532) 33 4 1 1 1

▼保険年金課

☎ 23 2 1 4 9 ☎ FAX 23 0 1 8 0

